

伊予市新型コロナウイルス感染症対策 営業時間短縮等協力金 申請要領

愛媛県からの営業時間短縮要請に協力した飲食店等に協力金を交付します

協力金交付対象店舗条件

交付対象：食品衛生法に基づく飲食店営業許可を要請期間以前から得ていて、酒類を提供している飲食店

対象期間：【第1弾】令和3年4月26日（月）～令和3年5月19日（水）[24日間]

【第2弾】令和3年5月20日（木）～令和3年5月31日（月）[12日間]

営業時間：5時から21時まで（酒類の提供は11時から20時30分まで）

申請期間・方法

協力金は、延長前の期間【第1弾】(4/26～5/19)と延長後の期間【第2弾】(5/20～5/31)を個別に考えます。

◆ 申請受付開始

【第1弾】(4/26～5/19分)は **令和3年5月20日（木）**から受付開始

※協力金の交付は6月中旬以後となります。

【第2弾】(5/20～5/31分)は **令和3年6月1日（火）**から受付開始

※協力金の交付は7月上旬以後となります。

◆ 申請期限：令和3年7月30日（金）必着

◆ 申請は、次のいずれかの方法で行ってください。

(1) **【第1弾】と【第2弾】の協力金を別々に受け取りたい方**

メリット 【第1弾】分の協力金を先行して受け取ることができます。

【第1弾】分の申請書類を5月28日（金）までに提出してください。6月中旬頃に協力金を交付します。【第2弾】分の申請書は6月1日（火）以後に提出してください。

(2) **【第1弾】と【第2弾】の協力金をまとめて受け取りたい方**

メリット 申請を一度で済ませることができます。

【第1弾】【第2弾】分の申請書類を6月1日（火）以後に提出してください。

お問い合わせ

伊予市役所 産業建設部 経済雇用戦略課

〒799-3193 伊予市米湊 820 番地

TEL 089-982-1120（電話受付時間：平日8時30分から17時15分）

【重要】申請の前に必ずお読みください！

全国各地で新型コロナウイルス感染症がまん延する中、感染症拡大防止のため、愛媛県は令和3年4月26日（月）から令和3年5月31日（月）までの期間、県内全域において「酒類を提供する飲食店」に対し、営業時間短縮等の要請をしています。

【第1弾】、【第2弾】それぞれの対象期間全てにおいて時短要請に協力した事業者には、国の基準に沿って愛媛県と伊予市が連携し、協力金を交付するものです。

交付対象施設（店舗）

協力金の交付対象となるのは、次の全てに該当する施設（店舗）です。

- (1) 市内において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受け、酒類を提供している施設
- (2) 屋内に常設の飲食スペースを設けている施設
- (3) 下表に掲げるそれぞれの対象期間開始日より前に開業しており、かつ、営業の実態がある施設
- (4) 下表に掲げるそれぞれの対象期間の全てにおいて、下表に掲げる要請の内容に応じている施設（終日休業する施設を含む。）
- (5) 業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底している施設

対象期間	要請の内容
【第1弾】 令和3年4月26日0時から 令和3年5月19日24時まで（24日間）	①営業時間を5時から21時までの間とすること。 ②酒類の提供を11時から20時30分までの間とすること。 ※ただし、通常営業時、①に記載の時間の範囲内で営業し、かつ、 ②に記載の時間の範囲内で酒類を提供していた場合は、協力金の対象外
【第2弾】 令和3年5月20日0時から 令和3年5月31日24時まで（12日間）	

※各対象期間中、営業時間短縮要請に1日でも協力しなかった場合は、対象外となります。

[対象外店舗]

ただし、次のいずれかに該当する施設（店舗）は対象外です。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項に定める営業を行う者
- (2) 個人事業主にあつては代表者、法人にあつては役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの
- (3) 上記に掲げるもののほか、本協力金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する施設（店舗）

 協力金交付の対象店舗の対象であるかの確認は、別冊「[営業時間短縮等協力金FAQ](#)」Q3で紹介されていますのでご参照ください。

交付額（【第1弾】【第2弾】共通）

個人事業主・中小企業者 [売上高方式]

前年度又は前々年度の1日当たり売上高	1日当たりの協力金給付額
8万3,333円以下の施設（店舗）	25,000円
8万3,333円超から25万円未満の施設（店舗）	25,000円～75,000千円 （1日当たりの売上高×0.3（千円単位に切上げ））
25万円以上の施設（店舗）	75,000円

大企業者（中小企業者以外） [売上高減少額方式]

※中小企業者もこちらを採用することができます。

1日当たりの協力金給付額
前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4×日数 （上限：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額）



1日当たりの売上高の計算方法は、別冊「[営業時間短縮等協力金FAQ](#)」Q5で紹介されていますのでご参照ください。

申請手続き

申請方法 市役所本庁舎2階 産業建設部 経済雇用戦略課の窓口を持参または郵送

郵送の場合の送付先 〒799-3193 伊予市米湊820番地

伊予市 産業建設部 経済雇用戦略課 営業時間短縮等協力金担当 宛

※封筒に「営業時間短縮等協力金申請書 在中」と記載してください。

申請受付期間 【第1弾】令和3年5月20日（木）から令和3年7月30日（金）

【第2弾】令和3年6月1日（火）から令和3年7月30日（金）

※いずれも必着。【第1弾】と【第2弾】をあわせて申請する場合は、6月1日（火）から受け付けます。

審査 市による審査の結果、協力金の交付を決定したときは、後日、交付決定通知書を発送のうえ、指定口座へ入金します。なお、書類に不備があった場合は、訂正や再提出を求められることがあります。

注意事項

- (1) 協力金の交付を受けた事業者は、申請にかかる証拠書類を整備し、令和8年度末（令和9年3月31日）まで保管してください。
- (2) 偽りその他不正の行為により協力金の交付を受けたことが発覚した場合は、協力金の交付決定を取り消し、協力金の返還を請求しますのでご注意ください。

提出に必要な書類

No.	申請書類	【第1弾】【第2弾】を同時に申請する場合		【第1弾】【第2弾】を別に申請する場合
		第1弾	第2弾	
1	交付申請書兼請求書		●	●
1-2	交付申請書別紙（2店舗以上を同時に申請する場合）		●	●
2	誓約書		●	●
3	感染拡大防止のガイドライン遵守のチェックシート（申請店舗ごと）	●	●	●
4	店舗名や屋号等が確認できる外景写真（申請店舗ごと）		●	●
5	屋内の常設の飲食スペースを設けていることが確認できる内景写真（申請店舗ごと）		●	●
6	通常営業時間が分かる写真等（申請店舗ごと）		●	●
7	営業時間短縮の告知が分かる写真等（申請店舗ごと）		●	●
8	営業活動を行っていることが分かる書類（いずれか一つ） ・直近の確定申告書の写し ・直近2か月間の経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）の写し（申請店舗ごと） ・上記が困難な場合は、光熱水費の検針票などの写し（申請店舗ごと）		●	●
9	飲食店営業許可証（食品衛生法第52条）の写し		●	●
10	酒類の提供を行っていることが分かる書類等（いずれか一つ） ・申請時点で使用しているメニュー表の写し ・直近2か月の仕入れ伝票の写し		●	●
11	本人確認書類（いずれか一つ） ・運転免許証 ・健康保険証 ・パスポート等の写し ※法人の場合は、登記簿謄本（登記事項証明書）の写しでも可		●	●
12	1日当たりの売上高が確認できる書類の写し ・協力金計算表（共通添付）（申請店舗ごと） 〔※様式は、市ホームページからダウンロードしてください。〕 〔※個人事業主又は中小企業者で、1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合は添付を省略できます。〕 [月単位方式を選択した場合] ・確定申告書の控え ・経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）の写し [時短要請期間方式を選択した場合] ・経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）の写し [特定月方式を選択した場合] ・確定申告書の控え ・経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）の写し [年度平均方式を選択した場合] ・確定申告書の控え ・経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）の写し	●	●	●
13	協力金の振込先の帳簿等の写し		●	●
14	提出書類等チェックシート		●	●

書類の記入のしかた

No. 1 交付申請書兼請求書

記入例

様式第1号（第5条関係）

※記入不要	市確認	
受付番号		
No. _____	交付決定日	令和 3 年 月 日

伊予市新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮等協力金交付申請書兼請求書

令和 3 年 6 月 1 日

伊予市長 武 智 邦 典 様
(申請者の情報記載欄)

※個人事業者は、お住まいの住所を記入してください。

〒	799-3113	住所	伊予市米湊820		
名称 (屋号・商号)	フリガナ ショクジドコロ ナカヤマ		食事処 中山		
代表者役職 (法人のみ)			法人の場合は商号		
代表者氏名	フリガナ ナカヤマ タロウ		中山 太郎		
資本金(法人のみ) (申請日時点)	円	常時使用する従業員*の数(法人のみ) (申請日時点)			人
申請者の種別	<input type="checkbox"/> 法人	<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業者	申請実績	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
電話番号	089-982-XXXX		※常時連絡が取れる		
メールアドレス	nakayama-taro@xxx.ne.jp		※所持していない場合は「有」に☑		

個人事業主は自宅住所、法人は所在地を記入してください。

法人の場合は商号

6月1日以降の申請で先に第1弾を申請していた場合は「有」に☑

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金の交付を受けたいので、関係書類を
なお、下記に記載した事項はありますか。

店舗の名称を記入

1 店舗情報等 (1店舗目)

事業所名	食事処 中山				
事業所所在地	伊予市米湊820				
時短営業した期間	<input checked="" type="checkbox"/> 第1弾 (令和3年4月26日から令和3年5月19日まで) <input checked="" type="checkbox"/> 第2弾 (令和3年5月20日から令和3年5月31日まで)				
通常営業時間	11時00分 から 22時00分 まで (うち酒類の提供時間 11時00分 から 22時00分 まで)				
時短営業期間及び休業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 時短営業 11時00分 から 21時00分 まで (うち酒類の提供時間 11時00分 から 20時30分 まで) <input type="checkbox"/> 休業				
協力金の額(小計)	第1弾	600,000円	第2弾	300,000円	

5月31日までに申請する場合は「第1弾」のみに☑

時短要請期間中を休業としていた場合は休業に☑

中小企業・個人事業主で前年(前々年)の1日当たりの売上が83,333円以下なら、25,000円×日数(第1弾は24日、第2弾は12日で計算)

※2店舗以上の申請の場合は別紙を添付してください。

2 協力金の申請総額(全店舗分の合計)

合計	1 店舗分	合計	900,000円
----	-------	----	----------

上記協力金の額(小計)の合計

3 協力金振込先

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号(7桁)
双海	伊予	1 2 3 4	1 2 3	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	ナカヤマ タロウ				
口座名義	中山 太郎				

申請者と同一名義の口座にしてください。

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記入してください。
※必ず申請者名義の口座を指定してください。(申請者個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。)

No.12 協力金計算表

記入例では、『月単位方式』の計算表を紹介します。

 売上高方式で計算する場合、前年（前々年）の売上が平均して1日当たりの売上高が83,333円以下の場合、この計算表及び確認できる書類の写しを省略することができます。

【売上高方式】

協力金計算表		※25,000円/日より多い額を申請する店舗ごとに作成してください。	
第1弾協力金対象期間	4/26~5/19		
売上高方式（月単位方式） により申請する 中小企業・個人事業主向け			
店舗名	焼肉 伊予		
【協力金の計算】 ※売上高は、消費税及び地方消費税を除いた額としてください。			
① R元年4月売上高	A	3,000,000 円	
R元年5月売上高	B	2,500,000 円	
② R2年4月売上高	C	1,800,000 円	
R2年5月売上高	D	2,000,000 円	
※①(A,B)又は②(C,D)又は①②(A~D)すべての欄に入力			
③ R元(①)1日当たりの売上金額		90,164 円	
(A+B)÷61日 ※1円未満の端数は切り上げ			
④ R2(②)1日当たりの売上金額		62,296 円	
(C+D)÷61日 ※1円未満の端数は切り上げ			
⑤ 基準となる1日当たりの売上金額		90,164 円	
③と④の大きい方			
⑥ 1日当たりの協力金額		28,000 円	
令和元年又は令和2年4~5月の売上高÷61日(⑤)×0.3 ・計算の結果、75,000円を上回る場合は75,000円(上限) ・計算の結果、25,000円を下回る場合は25,000円(下限) ・千円未満の端数は切り上げ			
協力金支給額		672,000 円	
1日当たりの協力金額(⑥)×24日			

申請書の「協力金の額(小計)」
に記入してください。

【売上高減少額方式】

協力金計算表		※申請する店舗ごとに作成してください。	
第1弾協力金対象期間	4/26~5/19		
売上高減少額方式（月単位方式） により申請する 大企業・中小企業・個人事業主向け			
店舗名	焼肉 伊予		
【協力金の計算】 ※売上高は、消費税及び地方消費税を除いた額としてください。			
(1) 前年の売上高			
① 令和元年4月売上高	A	3,000,000 円	
令和元年5月売上高	B	2,500,000 円	
② 令和2年4月売上高	C	1,800,000 円	
令和2年5月売上高	D	2,000,000 円	
※①(A,B)又は②(C,D)又は①②(A~D)すべての欄に入力			
③ 令和元年4~5月 1日当たりの売上高		90,164 円	
(A+B)÷61日 ※1円未満の端数は切り上げ			
④ 令和2年4~5月 1日当たりの売上高		62,296 円	
(C+D)÷61日 ※1円未満の端数は切り上げ			
⑤ 基準となる1日当たりの売上金額		90,164 円	
③と④の大きい方			
(2) 今年の売上高			
⑥ 令和3年4月売上高		700,000 円	
令和3年5月売上高		500,000 円	
※⑥又は⑦又は⑧又は⑨又は⑩又は⑪又は⑫又は⑬又は⑭又は⑮又は⑯又は⑰又は⑱又は⑲又は⑳又は㉑又は㉒又は㉓又は㉔又は㉕又は㉖又は㉗又は㉘又は㉙又は㉚又は㉛又は㉜又は㉝又は㉞又は㉟又は㊱又は㊲又は㊳又は㊴又は㊵又は㊶又は㊷又は㊸又は㊹又は㊺又は㊻又は㊼又は㊽又は㊾又は㊿			
⑧ 令和3年4~5月 1日当たりの売上高		19,673 円	
(⑥+⑦)÷61日 ※1円未満の端数は切り上げ			
(3) 協力金の算定			
⑨ 1日当たりの売上高減少額		70,491 円	
⑤-⑧			
⑩ 1日当たりの協力金額		28,000 円	
1日当たりの売上高減少額(⑨)×0.4(上限20万円) 29,000 円 令和元年又は令和2年4~5月の1日当たりの売上高(⑤)×0.3 28,000 円 1日当たりの売上高減少額(⑨)×0.4又は「令和元年又は令和2年4~5月の1日当たりの売上高(⑤)×0.3」のいずれか低い方 ・計算の結果、200,000円を超える場合は、200,000円(上限) ・千円未満の端数は切り上げ			
協力金支給額		672,000 円	
1日当たりの協力金額(⑩)×24日			



- 1日当たりの売上高の計算方法は(1)月単位方式(2)時短要請期間方式(3)特定月方式(第1弾のみ)の3方法があります。最も有利となる方法を選択することができます。
- 協力金の計算方法は、(1)売上高方式(2)売上高減少方式の2方法があります。大企業は(2)を使用してください。
※なお、中小企業・個人事業主も(2)を選択することができます。(①で計算した1日当たりの売上高が246,667円を超えていれば、有利となる可能性があります。
- 各様式は、伊予市ホームページでダウンロード又は市役所経済雇用戦略課の窓口にて取得してください。

その他提出書類の注意点

No. 8・12 営業活動を行っていることが分かる書類及び売上が確認できる書類について

『営業活動を行っていることが分かる書類』では直近の確定申告書の写しを、『1日当たりの売上が確認できる書類の写し』では、前年度又は前々年度の確定申告書の写しを添付してください。

【個人事業主の場合】

確定申告書第一表（1枚）

青色申告の場合：所得税青色申告決算書（2枚）

白色申告の場合：事業収支内訳書及び売上が分かる書類

【法人の場合】

確定申告書別表一（1枚）

法人事業概況説明書（2枚：両面）



確定申告書第一表の控えには、申告が税務署で受け付けられた確認として、税務署による「受付日付印」が押されているか、「受付日時・受付番号」が印字されていることが必要です。

No.7 営業時間短縮の告知が分かる写真等

愛媛県の営業時間短縮の要請に基づき、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
時短営業を実施します。

◆実施期間
令和3年 4 月 26 日
～ 5 月 31 日

◆時短営業期間中の営業時間
11 時 00 分～ 21 時 00 分

◆酒類の提供時間
11 時 00 分～ 20 時 30 分

店舗名 食事処 中山

市が提供したひな形チラシ等を店頭入口等に貼付し、告知している写真を撮影してください。

(対象期間や営業時間が確認できるように撮影してください。)

No.13 協力金の振込先の帳簿等の写し

金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・名義人が確認できるよう、通帳の表面と通帳を開いた1・2ページの両方をコピーして添付してください。

通帳の表面

預金通帳

999 1 1234567 中山太郎 様

○×銀行

通帳を開いた1・2ページ

おなまえ ナカヤマタロウ
店番 999
科目 1
口座番号 1234567

○×銀行
【銀行コード:0123】
口座店名 ○△□支店
TEL089-982-0000